



しゅわつうやく
「手話通訳」を利用していませんか？



「相手の話を手話で説明してほしい」
 「自分の手話を、声（日本語）で伝えてほしい」
 しゅわつうやくしゃ
「手話通訳者」派遣制度 があります

手話通訳とは？

聴覚に障害のある人とない人とのコミュニケーションを手話で仲介することです。

手話通訳者は、音声の言葉を手話に置き換え、また、手話を音声の言葉に置き換えることで、互いの意思疎通を図ります。



通訳の内容や個人の秘密は守ります。手話通訳者派遣制度では利用者の負担がありません。

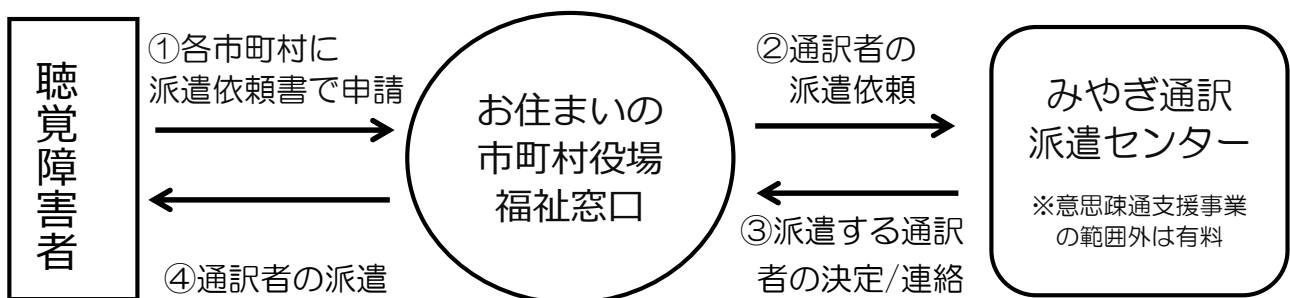
こんなときに利用できます！

- 病院での受診、検査、手術の説明を聞きたい
- 学校での授業参観、懇談会に出席したい
- 町内会などの集まりに参加したい
- 警察署（交番）や役場へ手続きに行きたい

など



手話通訳の依頼から派遣までの流れ（市町村の意思疎通支援事業）



手話通訳者の派遣制度を利用して地域で安心して暮らしていきましょう。

宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目1-6 宮城県本町第3分庁舎1階

電話／022-393-5501 FAX／022-393-5502

メール／info@mimisappo-miyagi.org HP／「みみサポみやぎ」で検索！

開館時間／9：30～17：30 休館日／日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）